

指定居宅介護支援事業所ケアプランセンターわ to わ

重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は指定居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 運営方針

- ① ケアプランセンターわ to わは、高齢者が要介護（予防）状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

2 ケアプランセンターわ to わの概要

事業所名：ケアプランセンターわ to わ

所在地：足寄郡足寄町旭町2丁目27-1

事業所番号：北海道知事指定 指定居宅介護支援 0174700971

3 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤	事業所の管理、運営、居宅介護支援業務
介護支援専門員	1名以上	非常勤	居宅介護支援業務

4 サービス提供時間

営業日：月曜～金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までは休業します。

※電話等により常時連絡可能な体制をとります。

営業時間：8時30分～17時15分

ただし、緊急の場合は担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制で受付しています。

5 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
①居宅サービス計画の作成	別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となる	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況の把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				

⑥要介護認定申請に対する協力、援助		るもので		
⑦相談業務		す。		

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が４５人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ １０，８６０円	居宅介護支援費Ⅰ １４，１１０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が４５人以上の場合において、４５人以上６０人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ ５，４４０円	居宅介護支援費Ⅱ ７，０４０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が４５人以上の場合において、６０人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ ３，２６０円	居宅介護支援費Ⅲ ４，２２０円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の５０／１００又は０／１００となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より２，０００円を減額することとなります。

※ ４５人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、４５件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

ＩＣＴ活用又は事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が５０人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ １０，８６０円	居宅介護支援費Ⅰ １４，１１０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が５０人以上の場合において、５０人以上６０人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ ５，２７０円	居宅介護支援費Ⅱ ６，８３０円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が５０人以上の場合において、６０人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ ３，１６０円	居宅介護支援費Ⅲ ４，１００円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の５０／１００又は０／１００となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より、２，０００円を減額することとなります。

※ ５０人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、５０件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

要介護度による区分なし	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
	初 回 加 算	3, 0 0 0 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2, 5 0 0 円	(Ⅰ)入院した日の内に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	入院時情報連携加算Ⅱ	2, 0 0 0 円	(Ⅱ)入院の日から2日以上3日以内に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ	4, 5 0 0 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	6, 0 0 0 円	
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ	6, 0 0 0 円	(Ⅰ) イ 連携1回
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	7, 5 0 0 円	(Ⅰ) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による)
	退院・退所加算 (Ⅲ)	9, 0 0 0 円	(Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
	通院時情報連携加算	5 0 0 円	1月につき
	ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 0 0 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、同意を得て居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 0 0 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

	特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15 / 100	厚生労働大臣が定める地域に所在する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合
--	--------------	--------------------	---

6 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。※実施地域は足寄町 なお、自動車を使用した場合は1 kmあたり 40 円として計算し請求いたします。
-------	---

7 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

8 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報提供や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社（損害賠償支払限度額 2 億円）
保証の概要	業務遂行上の事故により、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償

1 0 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

担 当：山田 美香（管理者） 電話：0 1 5 6－2 5－5 7 9 0

それ以外にも、下記の相談窓口があります。

足寄町：福祉課介護保険担当 電話：0 1 5 6－2 5－9 2 0 0

国保連；介護サービス苦情窓口 電話：0 1 1－2 3 1－5 1 6 1

1 1 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当学会等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：管理者 山田 美香

（２）虐待防止のための指針を作成します。

（３）従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（４）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員へ周知徹底します。

（５）サービス提供中に、当事業所の従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族。同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3 衛生管理等について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底します。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。

（３）従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 身体拘束等の適正化について

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化の指針を作成します。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者及び代理人に、「身体拘束に関する説明書」をもって説明し、同意を得ます。
- (3) 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他従業者に周知徹底します。

1 5 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 研修の参加

介護支援専門員は現任研修など資質向上のために必要な研修に計画的に参加しています。また、介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力・受入しています。

1 7 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	足寄郡足寄町旭町1丁目38番地
	法人名	特定非営利活動法人ママサポートえぶろん
	代表者名	帯谷 昭子
	事業所名	ケアプランセンターわ to わ
	説明者氏名	介護支援専門員

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住所	足寄郡足寄町
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	